



植物の“かおり”と“におい”

大崎 善規



1. 植物の“かおり”と“におい”

“東風吹かば にほひおこせよ…”と菅原道真が歌に詠んだ植物は、匂草(においぐさ)という異名を持つ梅の花でした。また、香桜(においざくら)、匂菫(においすみれ)などがあるように、植物の“におい”は、私たちに安らぎを与えてくれます。

日本では香木をたいてその“かおり”を賞がんする香道のように、古来から“かおり”を文化として生活の中に取り入れてきた歴史があります。“かおり”は、“におい”とも一般に呼ばれ、「香い」「匂い」「臭い」などのさまざまな漢字があてられます。“かおり”を楽しむコーヒー、紅茶それに日本茶なども植物由来のし好品です。

アロマセラピーでは、植物の抽出成分を健康や美容療法に用いたり、また、森林浴では、森のフィトンチッドが私たちの心や体をリフレッシュしてくれます。

2. “臭い”と悪臭防止法

近年、生活環境の快適性を求める傾向が強くなっている中で、不快な臭いに対する苦情が増えています。臭いは人間の五感の一つである嗅覚によって判断される感覚公害で、大気汚染に次いで苦情件数が多くなっています。

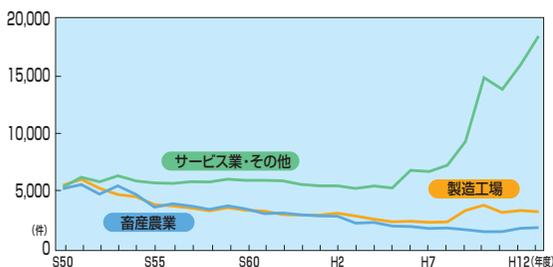


図1 発生源別悪臭苦情件数の推移 (環境省調査)

この臭いの苦情の対象は、従来の畜産農業、製造工場だけでなく、飲食店などの外食産業にも広がっています。(図1) 昭和46年に制定された悪臭防止法による規制方式は、40

万種類はある“におい”物質の中から特定された悪臭物質22物質の濃度規制のみでした。これでは多種多様な複合臭の対策には限界があり、平成7年に悪臭防止法が改正され、人間の嗅覚に基づいてにおいの強さを評価する臭気指数規制が導入されました。さらに、平成12年の改正で、嗅覚測定法を用いて臭気指数を算出することのできる臭気判定士が制度化されました。平成14年に東京都において、従来の物質濃度規制から臭気指数規制へ移行されたことをきっかけに、全国的に臭気指数規制の導入検討が進められています。

3. “におい”を中和する脱臭剤

エアーケムは125種類の植物性精油を主原料としており、安全性が高く、毒性、刺激性もなく生分解性に優れた脱臭剤です。**エアーケム**は、においに接触すると、植物性精油による相殺作用(臭気中和)により、においの感覚レベル(臭気指数)を低減させます。この臭気中和は、強い香りで紛らわすマスキング作用とは異なり、人間の嗅覚に対して、よりやさしい脱臭効果を発揮します。

エアーケム産業用は、噴霧法、散布法、添加法などによる脱臭方法で使用され、工場の排気ダクト、排水処理場などで、悪臭発生源にピンポイントで即効対応します。この脱臭システムは、燃焼脱臭、活性炭脱臭、スクラバー脱臭など、他の脱臭方式と比較して、低コスト、省スペース設計で、メンテナンス性に優れています。

また、**エアーケム**業務用は、小型パッケージで、病院、研究室、店舗、それに会議室などで使用されています。あらゆるにおいをさわやかにして、お部屋に森林の空気をお届けしています。

脱臭システムの設置やにおい対策は、現場経験が豊富な全国で活躍する第一クリーンケミカル(株)(<http://www.dcc-web.co.jp>)の臭気判定士へお気軽にご相談ください。